

## 小規模保育事業 真田山みのる保育園

### 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

#### 1 事業運営主体

名 称	株式会社 穰
所 在 地	大阪市天王寺区玉造元町10-23
電 話 番 号	06-6765-7338
代表者 氏名	西野 浩司

#### 2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	真田山みのる保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市天王寺区玉造元町10-23
連 絡 先	電話番号：06-6765-7338 F A X：06-6765-7338
施 設 長	施設長 西野 浩司
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 6人 2歳児 10人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満 3人
開 設 年 月 日	平成30年 4月 1日
事 業 所 番 号	

#### 3 施設の目的・運営方針

真田山みのる保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄骨造 8階建のうち 1階
	延べ面積	94.31㎡
屋外遊戯場		天王寺スポーツセンター（真田山公園） 53.25㎡

##### (1) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	もも組（0歳児クラス）
保育室	2室	そら組（満1歳児クラス）
		ほし組（満2歳児クラス）
調理室	調理設備	
その他	沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い等	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 親・（保護者）・子参加行事の企画  
納涼大会・運動会・生活発表会等、家族で参加可能行事を企画し、  
家族の親睦を深めたり世代間交流を通したりしながら子どもたちの成長・発達を  
支援する連携づくりを行います。

#### 6 職員の職種、職員数及び職務の内容

令和6年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	保育所運営をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育 責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	0	0	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	5	1	
保育 従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	1	0	1	
調理員	給食、おやつを調理する	2	0	2	
看護師	園児及び職員の健康管理を行う	1	1	0	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
保育責任者	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:30）
保育従事者	正規の勤務時間帯（9:00～18:00）
調理員	正規の勤務時間帯（9:00～16:00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時半頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時半頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時半頃	11時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ アレルギー対応状況

除去及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受け入れ

(2) 連携施設

ア 大阪市立味原保育所

運営主体	大阪市
所在地	大阪市天王寺区味原町9番6号
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 保育の適切な提供に必要な相談、助言、その他 保育の内容の支援
電話番号	06-6762-0150

イ うれしい保育園玉造

運営会社	株式会社 ケア21
所在地	大阪市中央区玉造1丁目19番6号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団保育を体験させるための機会の設定</li> <li>・ 代替保育の提供</li> <li>・ 卒園後の受け皿の設定等</li> </ul>
電話番号	06-6762-0321

ウ つばな保育園

運営会社	社会福祉法人 創粋会
所在地	大阪市中央区高津3丁目2番9号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団保育を体験させるための機会の設定</li> <li>・ 代替保育の提供</li> <li>・ 卒園後の受け皿の設定等</li> </ul>
電話番号	06-6636-0287

エ 帝塚山学院幼稚園

運営会社	学校法人 帝塚山学院 帝塚山幼稚園
所在地	大阪市住吉区帝塚山中3丁目10番51号
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団保育を体験させるための機会の設定</li> <li>・ 代替保育の提供</li> <li>・ 卒園後の受け皿の設定等</li> </ul>
電話番号	06-6672-1154

## 12 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

## 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します）
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (3) 内科

医療機関の名称	こう小児科クリニック
医院長名	洪 真紀
所在地	大阪市天王寺区玉造本町1-7-101
電話番号	06-6191-1115

### (1) 歯科

医療機関の名称	おおたに歯科
医院長名	大谷 成起
所在地	大阪市天王寺区玉造元町18-36 1階
電話番号	06-4305-4182

## 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機設備 有</li> <li>・非常警報器具・設備 有</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・避難器具 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 代表 西野 浩司</li> <li>・ご利用時間 9時～18時</li> <li>・電話番号 090-4295-3647</li> <li>・FAX 06-6765-7338</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	山口 由起子 電話番号 072-367-8600

## 20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	負傷 疾病 障害 死亡
保険の内容	ケガ 食中毒 熱中症 後遺症 突然死など
保険金額	医療費自己負担分4/10～2800万円

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度のしおり」を御確認ください。

## 21 自己評価の実施状況

項目	実施状況	実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	3月予定

- 22 子ども・子育て支援法第51条第2項、第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
個人情報、肖像権について	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当該施設及び利用者に係る誹謗・中傷または個人情報の掲載、肖像権を侵害する行為を禁止します。

【利用人数】

	0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	合計
令和4年度 4月1日現在	3名	7名	8名	18名
令和5年度 4月1日現在	1名	9名	7名 3歳児 1名	18名
令和6年度 4月1日現在	1名	7名	9名	17名